

令和6年度

医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業

応募要領

令和5年10月2日

(公財) 車両競技公益資金記念財団

令和6年度医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業 応募要領

令和6年度「医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業」への応募は本要領に基づき申請してください。

1. 事業目的

我が国における生活習慣病の死因の上位を占めるがん及び心臓病の基礎的、先駆的な研究を行う研究者及び研究グループを助成し、医療、学術及び科学技術の向上と国民の健康増進に貢献することを目的とします。

2. 事業の名称

令和6年度医療の基礎的、先駆的研究に対する助成事業（以下「本助成事業」といいます。）

3. 事業内容

(1) 本助成事業は、我が国において、死因の上位を占めるがん又は、心臓病の基礎的、先駆的研究の促進を図り、学術の向上と国民の健康増進に寄与することを目的とする研究に助成する。

事業期間 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

(2) 本事業による助成金を交付された下記5の研究者又は共同研究グループは、「公益財団法人車両競技公益資金記念財団の助成金の交付に関する規程」を遵守して実施する。

4. 選定基準

本助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければなりません。

- (1) 申請者が助成を申請する医療の基礎的、先駆的研究（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果を期待し得るものであること。
- (2) 本財団の助成がなくしては、当該申請事業の効果を十分に發揮できないと認められること。
- (3) 当該事業が営利を目的とするものでないこと。
- (4) 当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ貢献するものでないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする団体及び反社会的勢力でないこと。
- (6) 同一の研究テーマで3年間継続申請することができるものとする。なお、継

続終了後の同一の研究者及び代表研究者の連続する申請については、審議部会で特に慎重に審議するものとする。

5. 助成の対象者

本助成事業の対象者は、次に掲げる一に該当する研究者又は共同研究グループの代表研究者とします。

- (1) 公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人又は一般社団法人の研究機関に所属する研究者又は前記の機関に所属する研究者を代表とする共同研究グループ
- (2) 私立学校法に基づき設立された大学の研究機関に所属する研究者又は前記の機関に所属する研究者を代表とする共同研究グループ
- (3) 原則として、助成の対象は1年間の研究とするが次の要件を満たす場合は初年度から通算して3年間を限度に助成することができる。
 - ①研究課題（テーマ）に変更がないこと。
 - ②研究グループにあっては代表研究者に変更がないこと。

6. 助成率

助成対象事業費総額の10分の10とします。

7. 助成金の限度額

- (1) 新規申請者 1,000万円以内
- (2) 継続申請者 原則として前年度助成金額以内

8. 助成金額の単位

1万円未満は切捨てになります。

9. 助成の対象になる研究費用及びその基準

別紙「経費の基準」のとおりです。

10. 助成対象にならない研究及び費用

前9.の「経費の基準」に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項及び費用は助成の対象になりません。

- (1) 申請する研究テーマとその研究内容が同一で、国又は他の助成団体等の補助を受けている研究、又は補助が決定している研究
- (2) 助成金交付決定前に実施した研究の費用
- (3) 無体財産権の取得に係る費用

1 1. 助成金交付申請の方法

【申請書の入手・提出先】

公益事業部公益事業課

財団ホームページのお問い合わせから助成金申請のページの医療研究で「申請書希望」、「がん」「心臓病」のいずれかを明記して送信してください。

【提出先】

〒113-0033

東京都文京区本郷3-22-5

住友不動産本郷ビル8階

公益財団法人車両競技公益資金記念財団 公益事業課 宛

※併せて、本財団が指定したクラウドストレージに電子媒体(MS-Word)を提出してください。

1 2. 2年目以降の継続申請

5. (3) に該当し2年目以降も継続して行う研究に係る申請も単年度ごとの申請となります。

1 3. 申請書の受付期間

【申請受付】

令和5年10月2日（月）

【提出期限】

令和5年10月31日（火）（必着）

持参する場合は、10月31日（火）午後4時締切

1 4. 問い合わせ

財団ホームページ問い合わせフォームからお問い合わせください。

1 5. 調査、審議、選考及び推薦

申請のあった研究事業の研究者及び研究課題について、調査、審議、選考し、審査委員会に推薦する。

1 6. 審 査

外部の有識者による審査委員会において医療審議部会から推薦があった申請研究を審査します。

1 7. 助成金の交付決定

審査委員会の意見の具申を受け理事会が交付決定します。

18. 審査結果の通知

採否は令和6年3月上旬に郵送で通知します。

なお、採否の理由を含む選考に関するお問い合わせには応じません。

【留意事項】

これ以降に記載している事項は、審査の結果、助成金が交付決定となった場合の留意事項です。必ず申請前にご確認ください。

1. 本助成事業の開始日

本助成事業の開始日は令和6年4月1日以降の誓約書を提出した日となります。

2. 交付決定事項の変更

助成金の交付決定通知に記載されている事項に変更が生じる場合は、あらかじめ変更の理由及び費用の積算を記載した申請書を提出して本財団の承認を受けなければなりません。

3. 助成金の支払と精算

助成金の支払は前払とし、原則として代表研究者名義の銀行等金融機関へ振込ます。

また、助成金は事業完了後に精算し、余剰金がある場合は遅滞なく返還します。

なお、利息が発生した場合、利金は自己負担金として措置する。

4. 本助成事業の期限

研究事業の完了日（令和7年3月31日）から起算して2ヶ月以内に「助成事業の完了報告書」を提出してください。

5. 助成金の額の確定と監査

本財団は、完了報告を受け監査（必要に応じて実地監査）を行い、本助成事業が適正に実施されたと認められる場合に、「助成金の額の確定の通知」を行います。この通知をもって本助成事業の完了となります。

6. 管理期間

本助成事業の助成金で取得した機器は、完了日の属する年度から5年度の間は適切に管理しなければなりません。

7. 評 価

(1) 事業を終了した研究者又は代表研究者は、研究期間終了後3ヶ月以内に、経過、結果の概要について、別に定める様式による報告書をもって本財団に報告してください。

- (2) 研究を終了した事業は、審議部会において、前号の研究報告書に基づき、研究の成果について評価します。

8. 成果の公表

- (1) 研究を終了した事業については、前項による評価を受けた後、その研究テーマを本財団のホームページ上に掲載し、内容を開示するものとします。

なお、研究報告書を公表することにより、特許権等の無体財産権を取得することに支障があるときは、本財団と研究者で公表の内容及び方法について協議することとします。

- (2) 助成を受けた研究を論文等で他に発表する際は、当財団の助成を受けた旨、注記してください。

また、当該論文は当財団宛に後日提出してください。

9. 無体財産権の取得等

- (1) 本助成事業により特許権、実用新案権、意匠権等の工業所有権又は著作権（以下「無体財産権」という。）を取得したときは、本財団に報告してください。

- (2) 前6. の管理期間内において無体財産権を譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ本財団の承認を受けてください。

10. 助成事業確定後の監査

- (1) 本財団は、助成金の額の確定後5年間の期間内において、必要があると認めるときは、本助成事業の実施の適否及びその成果に関し、本助成事業を監査することができます。研究者は、事業が完了してから5年間、本助成事業に係る帳簿及び証拠書類を必ず保管してください。

- (2) 本財団は、前号の監査を行うときは、あらかじめ研究者に期日その他必要な事項を通知します。

- (3) 本財団は、監査の結果、本助成事業の実施状況及びその成果が著しく不適当と認められるときは、研究者に対し、所要の処置をとることを命ずることができるものとします。

11. 助成金等の返還

管理期間に助成対象の機器等を処分した場合、その処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を本財団に返還しなければなりません。ただし、事前に本財団の承認を得た場合はこの限りとしません。

1 2. 助成金の辞退

助成金の交付決定を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく本財団に提出するものとします。

1 3. 助成金交付決定の取消し等

(1) 本財団は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができます。

- ① 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- ② 助成事業を中止した場合
- ③ 助成事業を遂行する見込がなくなったと認めた場合
- ④ 「4. 選定基準」に適合すると認められなくなった場合
- ⑤ 監査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合
- ⑥ その他本財団の助成規程又は交付に違反したと認めた場合

(2) 前項の規定は、助成金の額の確定後においても適用があります。

(3) (1) 及び (2) により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができます。

【個人情報の取扱いについて】

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。